

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年3月23日（平成30年（行情）諮問第161号）

答申日：令和2年12月22日（令和2年度（行情）答申第414号）

事件名：統合機動防衛力構築委員会の業務のために行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「統合機動防衛力構築委員会の業務のために行政文書ファイルに綴られた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる65文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月24日付け防官文第14976号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

また特定された文書以外にも文書がないか改めて関連部局での探索を求める。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写して

いるか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）意見書1

対象文書の電磁的記録形式の特定とその教示が行われなければならない。

ア 「詳解 情報公開法」（総務省行政管理局）（別添（省略。以下同じ。））は、情報公開法施行令9条の解説において、「情報公開法施行令9条3項3号でいう『行政機関がその保有するプログラムにより行うことができるもの』とは、行政機関が保有している既存のプログラムにより出力（プリントアウト又はデータコピー）することができる方法に限る趣旨である。」との解釈を示している。

イ 上記アの国の解釈に従えば、情報公開法施行令9条3項3号ホによる複写の交付は、「データコピー」でなければならない。

ウ また国の統一指針である「情報公開事務処理の手引き」（平成18年3月総務省行政管理局情報公開推進室）（別添）は、電磁的記録の開示実施に当たっては以下のとおり定めている。

（ア）行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求

者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である。（表紙から22枚目。本文書にはページ数が明記されていないので、以下同様に表記）

(イ) 開示の実施においては、行政文書をありのまま開示することとしており（中略）加工はしない。（中略）電磁的記録についても、データの圧縮やフォーマットの変換を行う必要はない。（23枚目）

(ウ) 電磁的記録を記録媒体に複製して交付する場合等における開示実施手数料の額の積算は、電磁的記録を構成する「ファイル」の数を単位として行うこととなる。「ファイル」とは、ワードや一太郎などの文書作成ソフトにより作成した文書やエクセルなどの表計算ソフトにより作成したデータなどのファイル単位を指すものである。（24枚目）

エ 上記ウ（ア）ないし（ウ）の解説から、「データコピー」とは、ワード、一太郎、エクセルといった記録形式で既に保有している電磁的記録を、その記録形式を変換することなく複製の交付を行うことと解される。

オ また防衛省における情報公開事務手続の手引である「情報公開事務手続の手引」（平成13年4月（平成14年8月改訂）長官官房文書課情報公開室）も、「開示の実施においては、行政文書をありのまま開示する（中略）加工はしない。（中略）電磁的記録を複製したものを交付する際にも、特定のプログラムを利用してデータを圧縮することはしない。」（85頁）と定めている。

カ ただし電磁的記録形式によっては開示請求者がその電磁的記録を開くことができない場合が起こり得るので、複製の交付に先立ち電磁的記録形式が特定・明示される必要がある。この点については、上記ウ（ア）で示した「開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である。」との記載が、まさにこの趣旨であると思われる。

キ また諮問庁が文書作成ソフト等で作成された文書を不開示箇所がないにも関わらず、PDFファイル形式にて審査請求人に交付したのであれば、情報公開法施行令9条で定める「データコピー」を行ったことにならないし、「加工はしない」とする国及び防衛省の手引きに反する行為である。

ク 本件開示決定に当たり諮問庁が電磁的記録形式の特定とその教示を行わなかったこと、保有する電磁的記録に「加工」を加えたことは、違法ないし不当な行為といえる。

(3) 意見書2

ア 他にも文書があるはず

(ア) 審査請求人は審査請求書において「特定された文書以外にも文書がないか改めて関連部局での探索を求める」と主張したが、諮問庁はこの点について何ら言及しておらず、文書の探索を行っていないと思われる。

特定された文書を見ると、第9回統合機動防衛力構築委員会（平成27年1月27日）までが特定されているようだが、同委員会はそれ以降も開かれていると思われるので、改めて文書の特定を求めるものである。

(イ) 文書26の4枚目（別添（省略。以下同じ。））は、当日配布の文書があることを示唆しているが、本件開示決定においては特定されていない。

イ 不必要な不開示がなされている

(ア) 諮問庁は理由説明書で文書番号（47）の不開示箇所として5ページを挙げていることから、該当箇所（別添）にはページが振られていると思料されるが、交付された複写では墨消しが行われている。本来墨消しの必要ないページまでもその措置を施すのは違法である。

(イ) 文書番号64（別添）の6枚目において、平成26年度日米共同海外巡航訓練の場所が不開示とされているが、「平成27年度防衛白書」（別添）においてその一部が明らかにされている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書に係る行政文書を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件対象文書については、法9条1項の規定に基づき、平成28年8月24日付け防官文第14976号により、法5条3号、5号及び6号に該当する文書を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

(2) 法5条該当性について

別表1のとおり。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なる文書作成ソフトを特定している。

イ 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、

「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、情報公開法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しない。

ウ 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件審査請求が提起された時点においては、審査請求人は複写の交付を受けていない。

エ 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において一部を不開示とした決定の取消しを主張するが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表1のとおり同条3号、5号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

2 補充理由説明書

(1) 理由説明書の3(1)(上記1(3)ア)の文中「本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なる文書作成ソフトを特定している。」を「本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なる文書作成ソフト、プレゼンテーションソフト及び表計算ソフトを特定している。」に訂正する。

(2) 文書16の1ページ中の一部及び文書48の2ページの防衛力構築作業部会の一部については、法5条5号に該当し不開示としたが、これを公にすることにより、防衛力構築作業部会に参加している課室や機関の所掌業務から防衛諸計画に関する防衛省の課題や関心事項が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、同条3号の不開示事由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年4月9日 審議
- ④ 同月24日 審査請求人から意見書1及び資料1並びに意見書2及び資料2を收受
- ⑤ 令和2年11月10日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月24日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年12月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，別紙に掲げる65文書である。

審査請求人は，他の文書の特定及び不開示部分の開示を求めており，諮問庁は，本件対象文書を特定し，その一部が法5条3号，5号並びに6号及び同号口に該当するとして不開示とした原処分につき，上記第3の2（2）に係る不開示理由を追加した上で，原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果に基づき，本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 統合機動防衛力構築委員会とは，平成26年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画（平成26年度ないし平成30年度）で示された各種施策等の進捗状況を適切に管理し，統合機動防衛力の構築を積極的に推進していく必要があることから，防衛副大臣を委員長として平成25年12月に設置された委員会であり，本件対象文書の特定に当たっては，当該委員会の事務を担当する防衛政策局防衛政策課（以下「防衛政策課」という。）で保有する文書を特定した。

イ 審査請求人は，意見書（上記第2の2（3）ア（ア））で「特定された文書を見ると，第9回統合機動防衛力構築委員会（平成27年1月27日）までが特定されているようだが，同委員会はそれ以降も開かれていると思われる」旨主張しており，実際に審査請求人が主張するとおり，第9回以降も当該委員会は開催されている。しかしながら，本件開示請求文言には「行政文書ファイルに綴られた文書」との記載があったことから，開示請求時点（平成28年8月1日）で行政文書ファイルにつづられていた第9回までの当該委員会に関する文書を特定した。

ウ また，審査請求人は，意見書（上記第2の2（3）ア（イ））で「文書26の4枚目は，当日配布の文書があることを示唆しているが，本件開示決定においては特定されていない。」旨主張するが，別紙に

掲げる文書 27 が文書 26 の 4 枚目に該当する文書であるため、当該主張は当たらない。

エ 本件審査請求を受け、念のため、防衛政策課において、改めて執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 当審査会において、諮問庁から統合機動防衛力構築委員会の開催実績が分かる文書及び行政文書ファイル管理簿の提示を受けて確認したところ、審査請求人が主張する第9回以降の当該委員会に係る文書は本件請求文書には該当しないと上記(1)イの諮問庁の説明は首肯できる。また、諮問庁から文書27の提示を受けて確認したところ、審査請求人が主張する文書26の4枚目は、文書27が該当すると上記(1)ウの諮問庁の説明は首肯でき、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった旨の上記(1)エの諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表1の番号1に掲げる部分については、統合機動防衛力構築委員会の場で出席者が発言した内容であり、今後の防衛力整備の方向性に係る情報等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、今後の防衛力整備の方向性に係る政府部内での具体的な検討内容等が明らかとなり、将来の同種の検討作業において自由かつつな議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表1の番号2に掲げる部分については、防衛省における防衛諸計画体系の検討状況に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分のうち、別表2の番号1に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の防衛諸計画体系における検討状況の関心事項が推察され、悪意を有する相手方をして、その対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別表2の番号1に掲げる部分は、検討の進捗に係る一

一般的な内容が記載されているにすぎず、これを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれがあるとは認められないことから、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

- (3) 別表1の番号3に掲げる部分については、防衛力構築作業部会の構成員等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛力構築作業部会に参加している課室や機関が明らかとなり、当該課室等の所掌業務から防衛諸計画に関する防衛省の課題や関心事項が推察され、悪意を有する相手方をして、その対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (4) 別表1の番号4に掲げる部分については、弾道ミサイル攻撃対処の検討内容、サイバー空間における諸外国や関係機関との協力に対する検討内容、弾道ミサイル防衛の検討体制、弾道ミサイル防衛の今後の論点、弾道ミサイル防衛に関する今後の作業スケジュール内容、南西諸島における将来の自衛隊の部隊配置の計画、国際平和協力活動等の充実のための各種事業の細部内容、市ヶ谷代替機能の検討状況等、自衛隊の施設の構造等、研究開発に関する報告事項の具体的な内容、グレーゾーン事態に関する防衛省・自衛隊の認識及び共同訓練における課題や検討の方向性が記載されていることが認められる。

当該部分のうち、別表2の番号2に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項、自衛隊の態勢又は運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別表2の番号2に掲げる部分は、行政文書開示決定通知書の「不開示とした理由」欄に記載された内容と同旨及び当該内容から容易に推測できる内容が記載されているにすぎず、これを公にしても、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

- (5) 別表1の番号5に掲げる部分については、今後の防衛省・自衛隊における情報機能の具体的な検討内容が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心、情報収集能力及び分析能力が推察され、敵対する相手方をして対抗措置

を講じることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の情報収集及び分析活動に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (6) 別表1の番号6に掲げる部分については、今後の防衛省・自衛隊における訓練の検討体制、今後の予備自衛官等活用の検討の方向性、今後の具体的な宿舎の設置場所、自衛隊における募集業務の検討内容、防衛省の行う若年定年等隊員に対する再就職のための検討内容及び今後の防衛省と関係省庁との訓練等における検討内容が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊における各種事業に係る未成熟な検討内容が明らかとなり、今後同種の検討作業において政府部内での自由かつつな議論に支障を来す等、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (7) 別表1の番号7に掲げる部分については、民間空港等の使用に関する検討内容等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領等が推察され、悪意を有する相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (8) 別表1の番号8に掲げる部分については、防衛省における防衛諸計画体系の検討等に関する具体的な内容及び検討体制に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分のうち、別表2の番号3に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の防衛諸計画体系における検討状況の関心事項が推察され、悪意を有する相手方をして、その対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別表2の番号3に掲げる部分は、検討の進捗に係る一般的な内容が記載されているにすぎず、これを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれ、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が

不当に損なわれるおそれがあるとは認められないことから、法5条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

- (9) 別表1の番号9に掲げる部分については、防衛省・自衛隊及び他国の情報システム、自衛隊の行動、運用等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、指揮統制要領、自衛隊の行動、運用要領等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあるとともに、我が国と当該他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (10) 別表1の番号10に掲げる部分については、統合機動防衛力構築委員会のスケジュールに関する具体的な内容及び検討体制に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、原処分時においては既に経過しているスケジュールの内容等ではあるものの、これを公にすることにより、文書作成時の防衛省・自衛隊の関心事項等が推察され、悪意を有する相手方をして、その対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (11) 別表1の番号11に掲げる部分(別表2の番号4に掲げる部分)については、防衛省の機関と研究協力の相手方名が記載されていることが認められる。

当該部分を不開示とした具体的な理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から不開示とした具体的な理由の説明はなく、当該部分を開示して差し支えない旨の回答があった。以上を踏まえれば、当該部分は、これを公にしたとしても、契約に係る事務に関し、国の利益を不当に害するおそれがあるとは認められないことから、法5条6号口に該当せず、開示すべきである。

- (12) 別表1の番号12に掲げる部分については、防衛省の特定の職種における今後の人事管理に関する検討情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省における特定職種の人事管理に関する未成熟な検討内容が明らかとなり、今後同種の検討作業において政府部内での自由かつつな議論に支障を来す等、政府部内

の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、法5条5号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (13) 別表1の番号13に掲げる部分については、他国に係る情勢判断及び防衛構想に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の情勢判断及び防衛構想が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (14) 別表1の番号14に掲げる部分については、平成26年度日米共同海外巡航訓練における訓練の場所及び参加部隊等が記載されていることが認められる。

当該部分のうち、別表2の番号5に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、我が国と他国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別表2の番号5に掲げる部分は、当審査会事務局職員をして確認させたところ、特定国会議員のウェブサイト上に同旨の情報が掲載されていることが認められ、更に、当該ウェブサイト上の情報から容易に推測できる内容であることが認められる。よって、これを公にしたとしても、我が国と他国との間の信頼関係が損なわれるおそれ及び防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないことから、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、5号並びに6号及び同号口に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条3号及び5号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条3号、5号及び6号口のいずれにも該当せず、開示すべきで

あると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 第 1 回「統合機動防衛力構築委員会」
- 文書 2 第 1 回統合機動防衛力構築委員会配席図
- 文書 3 1 2 月 2 4 日 統合機動防衛力構築委員会終了後の応答要領
- 文書 4 第 1 回統合機動防衛力構築委員会議事録
- 文書 5 2 5 大綱・中期防における検討課題（平成 2 5 年 1 2 月 防衛政策局）
- 文書 6 中期防衛力整備計画（平成 2 6 年度～平成 3 0 年度）について（平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日 国家安全保障会議決定 閣議決定）
- 文書 7 平成 2 6 年度に係る防衛計画の大綱について（平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日 国家安全保障会議決定 閣議決定）
- 文書 8 統合機動防衛力構築委員会の設置について（通達）（防衛防第 1 6 9 5 5 号。2 5 . 1 2 . 2 4）
- 文書 9 統合機動防衛力の構築の推進に関する防衛大臣指示（防衛大臣指示第 8 号。平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日）
- 文書 1 0 第 2 回「統合機動防衛力構築委員会」
- 文書 1 1 第 2 回統合機動防衛力構築委員会配席図
- 文書 1 2 1 月 2 4 日 統合機動防衛力構築委員会終了後の応答要領
- 文書 1 3 第 2 回統合機動防衛力構築委員会議事録
- 文書 1 4 2 5 大綱・中期防における検討項目
- 文書 1 5 統合機動防衛力構築委員会開催スケジュール（案）
- 文書 1 6 統合機動防衛力構築委員会
- 文書 1 7 第 3 回「統合機動防衛力構築委員会」
- 文書 1 8 第 3 回統合機動防衛力構築委員会配席図
- 文書 1 9 2 月 2 0 日 統合機動防衛力構築委員会終了後の応答要領
- 文書 2 0 第 3 回統合機動防衛力構築委員会議事録
- 文書 2 1 検討課題及び今後の進め方（平成 2 6 年 2 月）
- 文書 2 2 第 4 回「統合機動防衛力構築委員会」
- 文書 2 3 第 4 回統合機動防衛力構築委員会配席図
- 文書 2 4 4 月 8 日 統合機動防衛力構築委員会終了後の応答要領
- 文書 2 5 第 4 回統合機動防衛力構築委員会議事録
- 文書 2 6 機関要求前の進捗状況（平成 2 6 年 4 月）
- 文書 2 7 南西諸島防衛態勢強化【将来体制】
- 文書 2 8 防衛諸計画体系の在り方*****について（平成 2 6 年 4 月 防衛力構築作業部会）
- 文書 2 9 防衛諸計画体系の在り方*****について（平成 2 6 年 4 月 防衛力構築作業部会）

- 文書 3 0 第 5 回「統合機動防衛力構築委員会」
- 文書 3 1 第 5 回統合機動防衛力構築委員会配席図
- 文書 3 2 5 月 9 日 統合機動防衛力構築委員会終了後の応答要領
- 文書 3 3 第 5 回統合機動防衛力構築委員会議事録
- 文書 3 4 統合機動防衛力構築委員会開催スケジュール（修正案）（1 4 . 5 .
9 現在）
- 文書 3 5 機関要求前の進捗状況【その 2】（平成 2 6 年 5 月）
- 文書 3 6 第 6 回「統合機動防衛力構築委員会」
- 文書 3 7 第 6 回統合機動防衛力構築委員会配席図
- 文書 3 8 5 月 2 9 日 統合機動防衛力構築委員会終了後の応答要領
- 文書 3 9 第 6 回統合機動防衛力構築委員会議事録
- 文書 4 0 統合機動防衛力構築委員会開催スケジュール（修正案）（1 4 . 5 .
2 9 現在）
- 文書 4 1 機関要求前の進捗状況【その 3】（平成 2 6 年 5 月）
- 文書 4 2 第 7 回「統合機動防衛力構築委員会」
- 文書 4 3 第 7 回統合機動防衛力構築委員会配席図
- 文書 4 4 8 月 4 日 統合機動防衛力構築委員会終了後の応答要領
- 文書 4 5 第 7 回統合機動防衛力構築委員会議事録
- 文書 4 6 人事教育（平成 2 6 年 8 月）
- 文書 4 7 人事教育（2 5 大綱・中期防における人事施策の概要等）
- 文書 4 8 新たな防衛諸計画体系の在り方（委員会説明資料）（平成 2 6 年 8
月 防衛力構築作業部会）
- 文書 4 9 統合機動防衛力構築委員会進捗状況報告
- 文書 5 0 第 8 回「統合機動防衛力構築委員会」
- 文書 5 1 第 8 回統合機動防衛力構築委員会配席図
- 文書 5 2 1 0 月 1 0 日 統合機動防衛力構築委員会終了後の応答要領
- 文書 5 3 第 8 回統合機動防衛力構築委員会議事録
- 文書 5 4 研究開発（第 8 回統合機動防衛力構築委員会）（平成 2 6 年 1 0 月
技術計画官）
- 文書 5 5 自衛隊施設の抗たん性の向上について～施設防護～（平成 2 6 年 1
0 月 施設整備課）
- 文書 5 6 知的基盤の強化（統合機動防衛力構築委員会説明資料）（平成 2 6
年 1 0 月 防衛政策課）
- 文書 5 7 第 9 回「統合機動防衛力構築委員会」
- 文書 5 8 第 9 回統合機動防衛力構築委員会配席図
- 文書 5 9 1 月 2 7 日 統合機動防衛力構築委員会終了後の応答要領
- 文書 6 0 第 9 回統合機動防衛力構築委員会議事録
- 文書 6 1 国際軍事情勢（2 5 大綱策定以降の新たな情勢を中心に）（平成 2

- 7年1月 防衛政策局調査課)
- 文書62 国際軍事情勢(参考資料)(平成27年1月 防衛政策局調査課)
- 文書63 平素及び各種事態における実効的な抑止措置について(平成27年1月 防衛政策課)
- 文書64 訓練・演習(統合機動防衛力構築委員会説明資料)(平成27年1月 運用企画局運用支援課 防衛政策局防衛政策課, 国際政策課)
- 文書65 2015年上半期統合機動防衛力構築委員会開催スケジュール(案)(15.1.27現在)

別表 1 (不開示とした部分及び理由)

番号	文書番号	ページ	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 4	2 ないし 5	問題意識及び論点を記述している部分	問題意識及び論点を記述している部分については、担当部局レベルの意見が記載されており、その内容は政策等の選択肢に関する自由討議の一部をなすものであるから、これが公にされることによって、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を引き起こすおそれがあり、さらに、これらの問題認識は今後の防衛力整備にあたって論点となる事項であり、これが公にされることによって防衛省・自衛隊の関心事項が明らかになり、国の安全が害されるおそれがあることから、法 5 条 3 号及び 5 号に該当するため不開示とした。
	文書 1 3	1 ないし 4		
	文書 2 0	1 ないし 7		
	文書 2 5	1 ないし 8		
	文書 3 3	1 ないし 6		
	文書 3 9	1 ないし 1 0		
	文書 4 5	1 ないし 3		
	文書 5 3	1 ないし 4		
	文書 6 0	1 ないし 6		
2	文書 1 5	1	「諸計画体系の在り方の報告」の吹き出し中の一部	諸計画体系の在り方の報告に関する内容であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の関心事項が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害する
	文書 3 4	1		
	文書 4 0	1		

				おそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書48	2	「これまでの経緯」の一部	新たな防衛諸計画体系の在り方に関する内容であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の関心事項が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		3及び4	ページ全体	
3	文書16	1	ページ中の一部	防衛省内部の検討体制に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
	文書48	2	防衛力構築作業部会の一部	
4	文書21	5	自衛隊の体制整備（3／3）における主要課題「⑥弾道ミサイル攻撃対処」の検討内容等の一部	防衛省・自衛隊の防衛力整備及び運用に関する検討内容等の細部に係る情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の関心事項が推察され、任務の効果的な遂行に著しい支障を及ぼし、国の安全を害するおそ

				れがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
		7	サイバー空間における対応における主要課題「①諸外国や関係機関との協力」及び「②法制面の検討」の検討内容等の一部	防衛省・自衛隊のサイバー空間における対応の検討内容等を示す情報であり，当該情報を開示することにより，防衛省・自衛隊の関心事項が明らかとなり，任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては国の安全を害するおそれがあり，法5条3号に該当するため不開示とした。
文書26	6	7	検討体制及び今後の論点の詳細に関する部分	今後の弾道ミサイル防衛システムの整備に関する詳細な内容及びその検討体制に関する情報であり，公にすることにより自衛隊の能力及び防衛力構築における関心事項を推察され，任務の効果的な遂行に支障をきたす等，国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
文書27	1		ページ中の一部	自衛隊の部隊の配置等の計画に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の将来体制が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼ

				し、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
文書35	6	「長期・安定的な活動の維持に必要な能力の強化」の一部、及び、注釈の一部		防衛省・自衛隊の運用に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		「検討状況」の一部		防衛省内部の事態への対処に係る人員やシステムの状況に係る情報であり、公にすることにより、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
		「今後の取組」の一部		防衛省・自衛隊のシステム等のバックアップ施設に関する情報であって、これを公にした場合、通信要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開

				示とした。
		1 1	「現在の取り組み状況と今後の対応」の記述の一部 「施設防護」の記述	防衛省・自衛隊の施設の構造，性能，強度又は配置に係る情報であって，これを公にした場合，当該施設の防御能力が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため，法5条3号に該当し，不開示とした。
文書54	3	「本委員会での報告事項」の一部		研究開発に関する報告事項の具体的な内容を示すものであり，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の関心事項が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
	4	ページ表題の一部 ページ中的一部分		
文書55	3	見出し及びページ番号以外全て		防衛省・自衛隊の施設の構造，性能，強度又は配置に係る情報であって，これを公にした場合，当該施設の防御能力が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため，法5条3号に該当し，不開示とした。
	4ないし7	ページ全体		
文書61	7	「1. 「グレーゾ		グレーゾーン事態に関

			「の事態」」の記述の一部	する防衛省・自衛隊の認識を示す記述であり、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の具体的な関心事項が推察され、今後の自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
文書63	2		ページ中の一部	平素及び各種事態における実効的な抑止措置に関する内容であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の関心事項が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
文書64	8		ページ中の一部	共同訓練における課題や検討の方向性に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるため、法5条3号に該当し不開示とした。

5	文書 2 1	9	情報機能における主要課題「①情報機能の強化」の検討内容等の一部	問題意識及び論点を記述している部分については、担当部局レベルの意見が記載されており、その内容は政策等の選択肢に関する自由討議の一部をなすものであるから、公にされることによって、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を引き起こすおそれがあり、さらに、当該情報を開示することにより、防衛省・自衛隊の情報機能の検討内容等が推測され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 3 号及び 5 号に該当するため不開示とした。
	文書 2 6	9	ページ中の一部	
6	文書 2 1	1 1	演習・訓練における主要課題「②施設・区域の日米共同使用の推進」の検討内容等の一部	防衛省内部の検討体制に係る情報であり、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 5 号に該当するため不開示とした。
	8			

				り、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、自衛隊における予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補制度の業務に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条5号に該当し、不開示とした。
		1 1	「今後の検討の方向性」の「中央指揮幕僚機関等勤務者の宿舎を近傍配置」の記述の一部	国の機関等における審議、検討、協議（中）に関する情報であり、法5条5号に該当するため、不開示とした。
文書47	5及び6		表の一部	国の機関における検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、自衛隊における募集業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条5号に該当し、不開示とした。
	7及び8			今後検討を深めていく施策の方向性等が記載されており、これを公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれ、防衛省の行う若年

				定年等隊員に対する再就職のための援護業務に支障を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当し、不開示とした。
		9		国の機関における検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、自衛隊における予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補制度の業務に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条5号に該当し、不開示とした。
	文書64	9及び10	ページ中の一部	防衛省と関係省庁との調整事項に関する情報であり、これを公にすることにより防衛省と関係省庁との調整事項に支障をきたすおそれがあるため、法5条5号に該当し不開示とした。
7	文書21	12	運用基盤における主要課題「②民間空港等の使用」の検討内容等	民間空港等の使用に関する検討内容等に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の関心事項が推察され、任務の効果的な遂行に著しい支障を及ぼし、国の安全を害す

				<p>るおそれがあることから法5条3号に該当するため不開示とした。また、今後の具体的な調査・検討等において、率直な意見交換、意思決定の中立性及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号にも該当するため不開示とした。</p>
8	文書28	1	表題中の一部	<p>防衛諸計画体系の検討等に関する具体的な内容、及び検討体制に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の関心事項が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあり、また率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。</p>
		2ないし9	ページ中的一部分	
		10	ページ全体	
		11	ページ中的一部分	
	文書29	1	表題中的一部分	
		2	ページ中的一部分	
		3及び4	ページ全体	
		5	ページ中的一部分	
9	文書35	4	「米国とのインターオペラビリティの強化」の一部	<p>防衛省・自衛隊及び他国軍の情報システムに関する情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれが</p>

				あるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
10	文書49	2	ページ中の一部	統合機動防衛力構築委員会の今後のスケジュールに関する具体的な内容、及び検討体制に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の関心事項が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあり、また率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。
	文書65	1	平成26年度3月以降のスケジュールに係る一部	
11	文書54	8	右上図の一部	契約に係る事務に関し、国の利益を不当に害するおそれがあるため、法5条6号ロに該当するため、不開示とした。
12	文書56	3	現状と課題（論点）の一部	知的基盤の強化の検討に関する具体的な情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定
		4	具体的な改善のための施策案（1／2）の頁中左側の	

			一部	の中立性が不当に損なわれるおそれがあるほか、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を生じるおそれがあり、法5条5号及び6号に該当するため不開示とした。
			具体的な改善のための施策案（1／2）の頁中右側の一部	
13	文書61	3	「1. 相互依存関係・パワーバランスの変化・多極化」及び「2. 地域紛争と国際テロ等の拡大・拡散」の記述の一部	情勢判断等（防衛省・自衛隊の作成した情勢判断、防衛構想及びこれに資するための諸研究をいう。以下同じ。）及び他国又は国際機関に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の分析能力及び分析手法を推察されるおそれがあり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
		4	「3. 地域紛争（「ハイブリッド戦」）」の記述の一部	
		8	「2. 北朝鮮」の記述の一部	
		10	「3. 中国」の記述の一部	
		11	「4. 中国」の記述の一部	
		12	「5. ロシア」の記述の一部	
		14	「25大綱策定以降」の記述の一部	
	文書62	2及び7	スライドの一部	

				<p>それにより、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。</p>
	文書63	3ないし6及び8	ページ全体	<p>平素及び各種事態における実効的な抑止措置に関する具体的な内容、及び公にしないことを前提とした他国の政策に関する内容であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の関心事項が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあり、また我が国と関係国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
14	文書64	6	「3 日米同盟による抑止力及び対処力の強化」の「平成26年度日米共同海外巡航訓練」の一部	<p>我が国と他国の関係に関する情報でありこれを公にすることにより、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれ</p>

				があるため，法5条3号に該当し不開示とした。
--	--	--	--	------------------------

別表 2 (開示すべき部分)

番号	文書番号	開示すべき部分
1	文書 1 5	1 ページの「諸計画体系の在り方の報告」の吹き出し中の一部
	文書 3 4	
	文書 4 0	
	文書 4 8	2 ページの「これまでの経緯」の一部
2	文書 6 3	2 ページの一部
3	文書 2 8	1 ページ及び 2 ページの各表題の一部
	文書 2 9	1 ページの表題の一部
4	文書 5 4	8 ページの右上図の一部
5	文書 6 4	6 ページの 7 行目
		6 ページの 1 0 行目の不開示部分のうち、7 文字目ないし 1 8 文字目を除く不開示部分
		6 ページの 1 2 行目
		6 ページの右上部（護衛艦「さざなみ」の右側）の不開示部分のうち、1 文字目及び 2 文字目